

## 変更工事の具体的な例示について

具体的な例示（共通事項）

◎：変更許可申請書の提出を要する変更工事

△：軽微な変更届出書の提出を要する変更工事（確認の結果、変更許可書の提出を要する場合もある。）

×：軽微な変更届出書の提出を要しない変更工事（工事の内容により危険作業届出書の提出を要する場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

番号	対象	構造・設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて確認事項の例、変更工事の区分例、その他の工事例）
1	建築物・工作物	屋根（キャンピールを含む。）、壁、柱、床、はり等	◎	◎	◎	△	×	◎	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲とそれ以外の範囲に分ける為の壁でないこと ・配管等の貫通により発生する開口部が小規模（全長約50cm程度）の場合は△とすること ・既設のほりを補強するためのほりを新たに設置する場合は△とすること ・同等以上の材質に更新する場合は「取替」とすること
2	建築物・工作物	耐火壁、区画壁（構造基準で耐火が定められているもの。）	◎	◎	◎	◎	△	◎	・耐火壁に配管等を貫通させた後、貫通部を耐火パテ等で穴埋めする場合は「補修」とすること（ただし、貫通により発生する開口部が小規模なものに限る。）
3	建築物・工作物	防火上重要でない間仕切り壁	△	△	△	×	×	△	・他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）
4	建築物・工作物	内装材	△	△	△	×	×	×	・防火上重要でない間仕切り壁の部分であること ・壁の防火性能に影響が無いこと
5	建築物・工作物	防火設備、ガラス、窓、窓枠	◎	◎	◎	×	×	△	・防火上重要でない間仕切り壁の部分であること ・他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。） ・窓ガラスの上から遮光フィルム等を貼る場合は△とすること
6	建築物・工作物	防火設備の自動閉鎖装置	△	△	△	×	×	△	・「撤去」の場合は自主設置に係るものであること
7	建築物・工作物	階段、歩廊、梯子（屋外タンク貯蔵所を除く。）	◎	◎	◎	×	×	△	・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）
8	建築物・工作物	保安距離、保有空地の代替措置の塀、隔壁	◎	◎	◎	◎	×	◎	
9	建築物・工作物	架構（作業デッキ等を含む。）	△	△	△	×	×	△	・危険物の貯蔵・取扱いと関係がないこと ・階段、床面積に算入されないものであること ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）
10	建築物・工作物	配管・設備等の支柱、架台の耐火措置	◎	◎	◎	△	×	◎	・設備の耐震計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
12	保有空地	保有空地	△	△	△	△	△	△	・保有空地に係る基準に変更がないこと（ただし、空地の縮小は除く。） ・保有空地上を他の施設の配管等が通過することについて、特例適用を必要としない場合は、変更許可申請書の提出は要しないこと
13	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	タンク本体	◎	◎	△	◎	△	△	・「改造」及び「補修」の場合は、「屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の手続きに関する運用について」（平成9年3月26日付け消防第36号）における確認を要する変更工事に該当すること
14	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	犬走り、法面、コンクリートリング（給油取扱所を除く。）	◎	◎	◎	◎	△	△	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
15	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	地下貯蔵タンク上部スラブ	◎	◎	◎	◎	△	△	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・一部を研り、現状復旧する場合は「補修」とし、鉄筋を切る場合は「改造」とすること
16	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	◎	◎	◎	◎	△	△	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
17	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	屋外貯蔵タンクの支柱の耐火措置	◎	◎	◎	×	×	◎	
18	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	階段、梯子、手摺り等	◎	◎	◎	△	×	△	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）
19	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	タンク直近の弁	◎	◎	◎	×	×	◎	
20	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	通気管（地上部分に限る。）	◎	◎	◎	△	×	△	
21	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く。）	◎	◎	◎	△	×	◎	・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
22	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものに限る。）	◎	◎	△	×	×	◎	・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
23	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	内面コーティング	△	△	△	△	×	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと ・マンホールの取付け等の工事が不要でないこと（平成22年消防第144号）
24	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	雨水浸入防止措置	×	△	×	×	×	×	
25	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	可撓管継ぎ手等（地震時の損傷防止措置部分）のうち認定品	◎	◎	◎	×	△	△	
26	タンク等（指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク）	可撓管継ぎ手等（地震時の損傷防止措置部分）のうち認定品以外	◎	◎	◎	△	△	△	・管径、経路の変更がないこと

番号	対象	構造・設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて確認事項の例、変更工事の区分例、その他の工事例）
27	危険物配管等	配管（地下配管、移送取扱所を除く。）	◎	◎	◎	△	△	△	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと（材質にあつては、銅製その他の金属製の範囲内での変更であれば、変更がないものとして取り扱う。以下同じ。） ・危険物の取扱いに変更がないこと
28	危険物配管等	配管（地下配管、移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。）	◎	◎	◎	×	△	△	
29	危険物配管等	配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）	△	△	△	×	×	△	・母管の管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
30	危険物配管等	配管の一部と考えられる程度の流量計等又はこれらに伴う短配管	△	△	△	×	×	△	・母管の管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
31	危険物配管等	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものに限る。）	◎	◎	◎	×	×	△	・危険物の貯蔵・取扱安全上支障ないものであること
32	危険物配管等	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く。）	◎	◎	◎	△	×	△	・熱媒体となる物質に変更がないこと ・危険物の貯蔵・取扱安全上支障ないものであること
33	危険物配管等	配管ピット、注入ロピット、地下配管接合部の点検ます	◎	◎	◎	×	×	◎	
34	危険物配管等	配管に設けられる弁（移動タンク貯蔵所の底弁及びタンク等の直近弁を除く。）	△	△	△	×	×	△	・管径、板厚、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・安全弁等の増設、移設もしくは改造にあつては、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に変更を生じないものであること
35	危険物配管等	配管の保温（冷）材	△	△	△	×	×	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・不燃材料又は難燃材料であること ・危険物の温度変化による危険性を増さないこと
36	危険物関係機器等	ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	◎	◎	◎	△	×	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・「取替」に伴う配管長さの変更が合計2メートル以下であること
37	危険物関係機器等	熱交換器、蒸留器、凝縮器等（短配管の新設含む。）	◎	◎	◎	△	×	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・「取替」に伴う配管長さの変更が合計2メートル以下であること
38	危険物関係機器等	熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等	◎	◎	◎	×	×	△	
39	危険物関係機器等	ドラム缶等の容器を移動又は投入するために使用する設備で容易に移動可能なもの	△	△	△	×	×	△	・当該設備により攪拌、混合、加温等の危険物の取扱いがないこと
40	危険物関係機器等	攪拌機（電動機を除く。）	◎	◎	◎	×	×	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
41	危険物関係機器等	危険物を用いた研磨装置、切削装置等で、配管及びタンクが装置に内蔵されているもの。（使用される危険物が指定数量未満のものに限る。）	◎	△	△	△	×	△	・装置自体で危険物の循環が完結していること ・壁、柱、床等に変更が生じないこと ・「移設」の場合は同一区画室内であること ・装置の部品を取り替える場合は「取替」に該当するが、装置自体を撤去し、同一場所に同様の装置を設置する場合は「増設」とすること
42	危険物関係機器等	炉材	◎	◎	◎	×	×	◎	
43	危険物関係機器等	反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）	◎	◎	◎	×	×	◎	
44	危険物関係機器等	加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く。）	◎	◎	◎	×	×	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
45	危険物関係機器等	液返し、とい、受け皿等飛散防止装置	◎	◎	◎	×	×	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
46	危険物関係機器等	ローディングアーム、アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	◎	◎	◎	△	×	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
47	危険物関係機器等	ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）	◎	◎	◎	×	×	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
48	危険物関係機器等	可燃性ガス回収装置	◎	◎	◎	△	×	△	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
49	危険物関係機器等	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。）	◎	◎	◎	×	×	△	・保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと
50	危険物関係機器等	排出設備（ダクト等を含む。）	◎	◎	◎	△	×	◎	・電気機器の場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
51	危険物関係機器等	換気設備（ダクト等を含む。）	◎	◎	◎	×	×	◎	
52	危険物関係機器等	電気防食設備	◎	◎	◎	×	×	◎	
53	危険物関係機器等	圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	×	×	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに設けることによる危険物配管の母管又はタンク等の変更がないこと ・自主設置に係るものであること

番号	対象	構造・設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて確認事項の例、変更工事の区分例、その他の工事例）
54	危険物関係機器等	安全弁、破裂板等安全装置	◎	◎	◎	×	×	◎	
55	危険物関係機器等	温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置（駆動源、予備動力源を含む。）	◎	◎	◎	△	×	◎	・危険物の取扱いに変更がないこと
56	危険物関係機器等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）	◎	◎	◎	△	×	◎	・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと
57	危険物関係機器等	地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	×	△	・上部スラブの変更を伴わないこと
58	防油堤等	防油堤（仕切堤を含む。）	◎	◎	◎	△	△	△	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであること ・配管等の変更を伴わないこと ・防油堤の容量の算定数量が変更する場合は改造に該当すること。（ただし、計装機器又は配管の増設により変更する場合は△とすること）
59	防油堤等	防油堤水抜弁	△	△	△	×	×	△	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること
60	防油堤等	防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	×	×	△	・水抜弁の開閉表示装置を複数にすること ・複数の開閉表示装置のうち、撤去しても基準を満足すること
61	防油堤等	防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）	◎	◎	◎	△	×	◎	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと
62	防油堤等	防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	△	△	△	×	×	△	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・「増設」及び「移設」の場合は自主設置に係るものであること
63	防油堤等	防油堤の床面	△	△	◎	△	×	△	・耐久性・耐油性に支障が無いこと
64	危険物の排水溝等	排水溝、ためます、油分離槽、囲い等	◎	◎	◎	△	×	◎	・建築物の床面に開口部が発生し、返し又は水切り等の危険物を容易に回収できる措置を講ずる必要がある場合に、当該開口部が小規模であれば△とすること
65	危険物の排水溝等	危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）	◎	◎	◎	◎	×	◎	
66	電気設備等	電気設備（可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置されるものうち、配線のみの場合以外）	◎	△	◎	△	×	△	・「移設」の場合は同一区画室内であること
67	電気設備等	電気設備（可燃性蒸気が滞留するおそれのない範囲に設置されるものうち、配線のみの場合以外）	△	△	×	×	×	△	
68	電気設備等	電気設備（可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置されるものうち、配線に限る。）	△	△	△	△	×	△	・「増設」及び「移設」の場合は既設の架台等に敷設されるものであること
69	電気設備等	電気設備（可燃性蒸気が滞留するおそれのない範囲に設置されるものうち、配線に限る。）	△	△	×	×	×	×	
70	電気設備等	避雷設備	◎	◎	△	△	×	△	・新たに基準に適合させるための「改造」でないこと
71	電気設備等	静電気除去装置	◎	◎	◎	×	×	△	・自主設置に係るものであること
72	消火設備	ポンプ・消火薬剤タンク	◎	◎	◎	△	×	◎	
73	消火設備	1～3種消火設備（散水・水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャージャー・泡ヘッド等の出口等	◎	△	◎	△	×	△	・「移設」の場合は放出口等に限る（ただし、同一区画室内で、かつ、放射区域に変更がないこと） ・「撤去」の場合は自主設置に係るものであること
74	消火設備	消火設備1～3種の消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等	◎	△	△	×	×	△	・新たに基準に適合させるための「改造」でないこと ・「撤去」の場合は自主設置に係るものであること
75	消火設備	4又は5種消火設備、認定品以外の消火設備	△	△	△	×	×	△	・「増設」及び「撤去」の場合は自主設置に係るものであること
76	消火設備	消火薬剤	◎	◎	◎	×	△	△	
77	警報設備	警報設備（自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。）	△	△	△	×	×	△	・警戒区域に変更がないこと ・「撤去」の場合は自主設置に係るものであること
78	警報設備	自動火災報知設備の受信機	◎	△	△	×	×	△	・「移設」の場合は同一区画室内であること ・新たに基準に適合させるための「改造」でないこと
79	警報設備	自動火災報知設備の感知器	◎	△	△	×	×	△	・「移設」の場合は同一区画室内で、かつ、警戒区域に変更がないこと
80	その他	標識・掲示板	△	△	△	×	×	△	・「増設」及び「撤去」の場合は自主設置に係るものであること

番号	対象	構造・設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて確認事項の例、変更工事の区分例、その他の工事例）
81	一般取扱所	ボイラー、炉等のバーナーノズル	◎	◎	◎	×	×	△	
82	一般取扱所	塗装機噴霧ノズル、ホース等	◎	◎	◎	×	×	◎	
83	一般取扱所	運輸容器の充てん設備（固定注油設備）	◎	◎	◎	△	×	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・固定注油設備の外寸が大きくなること ・ホース長及びホース数の変更がないこと
84	屋内貯蔵所	危険物を貯蔵するための架台等	◎	◎	△	△	×	△	・耐震計算等に変更がないこと
85	屋内貯蔵所	冷房装置等	◎	◎	△	△	×	△	・「改造」及び「撤去」の場合は自主設置に係るものであること ・電気機器の場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
86	屋外タンク貯蔵所	可換管継ぎ手等（地震時の損傷防止措置部分）のうち認定品	◎	◎	◎	×	/	/	
87	屋外タンク貯蔵所	可換管継ぎ手等（地震時の損傷防止措置部分）のうち認定品以外	◎	◎	◎	△	/	/	・管径、経路の変更がないこと
88	屋外タンク貯蔵所	ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	◎	◎	◎	△	×	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
89	屋外タンク貯蔵所	ボンツーン	◎	◎	◎	◎	△	◎	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
90	屋外タンク貯蔵所	浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）	◎	◎	◎	×	×	/	
91	屋外タンク貯蔵所	浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）	◎	◎	◎	△	×	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
92	屋外タンク貯蔵所	ルーフトレン（浮き屋根に設ける設備）	◎	◎	◎	△	×	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
93	屋外タンク貯蔵所	保温（冷）材	△	△	△	×	×	△	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
94	屋内タンク貯蔵所	出入口の敷居	◎	◎	◎	×	×	/	
95	屋内タンク貯蔵所	可換管継ぎ手等（地震時の損傷防止措置部分）のうち認定品	◎	◎	◎	×	/	/	
96	屋内タンク貯蔵所	可換管継ぎ手等（地震時の損傷防止措置部分）のうち認定品以外	◎	◎	◎	△	/	/	・管径、経路の変更がないこと
97	地下タンク貯蔵所	流出危険物自動検知警報装置	◎	◎	◎	△	×	◎	
98	移動タンク貯蔵所	底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置	◎	◎	◎	◎	×	/	
99	移動タンク貯蔵所	マンホール、注入口のふた	◎	◎	◎	×	×	/	
100	移動タンク貯蔵所	マンホール部の防熱・防塵カバー	◎	◎	◎	×	×	/	
101	移動タンク貯蔵所	品名数量表示板	△	△	×	×	×	/	・自主設置に係るものであること
102	移動タンク貯蔵所	Uボルト	◎	◎	◎	×	×	/	
103	移動タンク貯蔵所	可燃性蒸気回収設備	◎	◎	△	×	×	△	
104	移動タンク貯蔵所	注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外）	◎	△	△	×	×	/	
105	移動タンク貯蔵所	箱枠	◎	◎	◎	△	△	/	・「補修」の場合は箱枠の溶接線補修であること ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
106	移動タンク貯蔵所	積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンクであること
107	移動タンク貯蔵所	コンタミ防止装置	△	△	△	×	×	×	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
108	移動タンク貯蔵所	後方確認用ビデオ等	△	△	△	×	×	×	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと ・防護柵の強度に影響を与えないこと
109	移動タンク貯蔵所	常置場所	/	△	/	/	/	/	・同一敷地内における移動であること ・新たに車庫等が必要にならない場所への移動であること

番号	対象	構造・設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて確認事項の例、変更工事の区分例、その他の工事例）
110	屋外貯蔵所	周囲の柵	◎	◎	△	×	×	△	・貯蔵面積や保有空地に変更が生じないこと
111	屋外貯蔵所	ラック式柵	◎	◎	◎	△	×	◎	・耐震計算等に変更がないこと
112	屋外貯蔵所	固体分離槽	◎	◎	◎	△	×	◎	
113	屋外貯蔵所	シート固着装置	◎	◎	◎	×	×	◎	
114	屋外貯蔵所	散水設備等	△	△	△	×	×	△	・自主設置に係るものであること ・保有空地に変更が生じないこと
115	給油取扱所	防火塙	◎	◎	◎	△	△	◎	・「補修」の場合はひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであること
116	給油取扱所	給油空地及び注油空地のコンクリートスラブ、犬走り、アイランド等	◎	◎	◎	△	△	◎	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・ポーリングによる土壌調査に係る工事又はこれと同等の工事を含む（地下貯蔵タンクの上部スラブを除く）
117	給油取扱所	サインポール・看板等（電気設備）	△	△	△	×	×	×	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと ・給油業務に支障のない範囲で難燃以上の防火性能を有する材料を使用すること
118	給油取扱所	日除け等（キャノピーを除く。）	△	△	△	×	×	×	・上屋の面積に変更のないこと
119	給油取扱所	給油量表示装置	△	△	△	×	×	×	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
120	給油取扱所	カードリーダー等省力機器	△	△	△	×	×	×	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
121	給油取扱所	通気管のガス回収装置	◎	◎	◎	×	×	△	・自主設置に係るものであること
122	給油取扱所	タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	×	×	△	
123	給油取扱所	固定給油（注油）設備（認定品に限る。）	◎	◎	△	△	×	△	・「改造」及び「取替」の場合は固定給油（注油）設備の外寸が大きならないこと ・「改造」及び「取替」の場合はホース長及びホース数の変更がないこと
124	給油取扱所	蒸気洗浄機、洗車機（箱型洗車機、手洗い洗車機等その他の洗車機を含む。）	◎	△	△	△	×	△	・門型洗車機を「移設」又は「改造」する場合は変更許可申請書の提出を要すること ・門型洗車機の外寸・レール位置・洗車速度や機能・可動範囲の変更は「取替」とすること ・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと ・可動範囲が地下貯蔵タンクの上部スラブに及ばないこと
125	給油取扱所	混合燃料油調合機、オートリフト等	◎	◎	◎	△	×	△	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
126	給油取扱所	自動車の点検又は整備を行う設備（オートリフト等を除く。）	△	△	△	△	×	×	・「増設」、「移設」及び「改造」の場合は、建築物の危規則第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部に設けるものであること ・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
127	給油取扱所	尿素水溶液供給機、急速充電設備	◎	◎	◎	△	×	△	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
128	給油取扱所	附属設備以外の設備等	△	△	△	×	×	×	・給油に支障がある場所に設置しないこと ・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
129	給油取扱所	セールスルーム（含むショップ）内の電気設備、給排水設備	△	△	△	×	×	×	
130	給油取扱所	セルフ給油所の監視設備、制御装置、放送機器、可搬式の制御機器	◎	◎	△	×	×	◎	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
131	給油取扱所	条件付自動制御装置関連機器	◎	◎	△	△	△	◎	・「改造」の場合は危険物保安技術協会の試験確認における変更が軽微な範囲であること

番号	対象	構造・設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて確認事項の例・変更工事の区分例・その他の工事例）
131	販売取扱所	延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁	◎	◎	◎	△	×	◎	
132	移送取扱所	配管（地下配管を除く。）	◎	◎	◎	△	△	◎	・道路、河川、海又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
133	移送取扱所	配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等	△	△	△	×	×	×	・道路、河川、海又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
134	移送取扱所	切替弁・制御弁等	◎	◎	◎	×	×	◎	
135	移送取扱所	緊急遮断弁	◎	◎	◎	△	×	◎	
136	移送取扱所	ポンプ設備	◎	◎	◎	△	△	◎	・移送基地の構内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
137	移送取扱所	ビッグ取扱装置	◎	◎	◎	△	×	◎	
138	移送取扱所	感震装置	◎	◎	◎	△	×	◎	
139	移送取扱所	漏えい検知装置	◎	◎	◎	△	×	◎	
140	移送取扱所	漏えい検知口	◎	◎	◎	×	×	◎	
141	移送取扱所	船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカブラー	◎	△	△	×	×	△	・ボルトにより取付可能なもの
142	移送取扱所	土盛り等漏えい拡散防止設備	◎	◎	◎	×	×	◎	
143	移送取扱所	衝突防護設備	◎	◎	◎	×	×	◎	
144	移送取扱所	巡回監視車	◎	◎	◎	×	×	◎	